

VER3（令和6年4月1日）

授業科目履修の手引き



教 務 課

改訂歴

改定年月日	改訂内容
2. 3. 18	VER1.1 作成
3. 2. 6	VER1.2 進級基準改訂
4. 3. 9	VER1.3 学校感染症、学修支援
5. 3. 27	VER2 学校感染症、学修支援、履修登録
6. 4. 1	VER3 履修規程改定による修正

目 次

1. [授業について](#)
2. [授業科目について](#)
3. [選択科目の履修登録について](#)
4. [試験について](#)
5. [成績評価について](#)
6. [学修支援について](#)
7. [学内施設利用](#)
8. [進級・卒業の要件について](#)
9. [大学からの通知について](#)

※ 2024 年度の履修規程に基づき作成しています。今後変更の可能性があります。

1. 授業について

① 学年・学期について（学則第7条関連）

- 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。（学則第6条）
- 学年を分けて次の2期とする。期間については原則として以下のとおりとする。（講義開始は、講義計画による。）
 - 前期 4月1日から9月30日まで
 - 後期 10月1日から3月31日まで

② 授業時間について

授業は、90分授業で行う。時間割は下表のとおり。

I	II	III	IV	V	VI
9:00~10:30	10:45~12:15	昼休	13:15~14:45	15:00~16:30	16:45~18:15

2. 授業科目について

① 授業科目の履修区分

授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分類される。薬科学科（4年制）には、教職課程がある。

➤ 必修科目

● 6年制

教養科目	
薬学導入科目	
基礎科目群	化学系、物理系、生物系、衛生系
専門科目群	医療系（基礎医療系、臨床医療系）
実習・演習	
学科専攻科目	健康薬学科／漢方薬学科／臨床薬学科

● 4年制

教養科目	
導入科目	
専門科目群	創薬化学系、薬品分析系、医療生物系、 基礎医療系、臨床医療系
実習・演習	

➤ 選択科目

学部共通の選択科目	
学科別選択科目	3科共通の選択科目
	薬科学科の選択科目

- 自由科目
- 教職課程（薬科学科のみ）
 - 教員免許法施行規則 66 条の 6 に定める科目
 - 教科及び教科の指導法に関する科目
 - 教育の基礎的理解に関する科目
 - 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
 - 教育実践に関する科目
 - 大学が独自に設定する科目

② 授業科目の単位（学則第 14・16 条関連）

- 講義及び演習は 90 分 9（10）*回、実習及び実技は 30 時間から 45 時間をもって 1 単位とする。
（※0.5 単位科目は 5 回、1.5 単位科目は 13（15）回）*
 - 健康薬学科、漢方薬学科及び臨床薬学科における「実務実習プレ教育」は、学内における講義・演習・実習（57 回）をもって 8 単位、「実務実習（病院）」は病院における 11 週間の実習をもって 10 単位、「実務実習（薬局）」は薬局における 11 週間の実習をもって 10 単位とする。
 - 卒業研究は、各研究分野における研究をもって健康薬学科、漢方薬学科及び臨床薬学科は 10 単位、薬科学科は 20 単位とする。
 - 単位習得の認定は、試験又はレポート、論文等の提出によって行われる。実験・実習・演習ならびに実技などは、平素の学習状況及び出席、学習態度、レポート、実習試験、口頭試問によって総合評価される。（細部は、シラバスによる。）
 - 各授業科目について、その授業時間数の 3 分の 1 以上を欠席した場合、その授業科目の単位認定手続きは行わない。（『④ 出欠管理』参照）
 - 定められた期日までに所定の手続きを怠り授業料その他の納付金を納入しない場合は、全科目につき、単位認定手続きを行わない。
- *：（ ）は 23 年度入学期以前

③ 授業の欠席（履修規定第 12 条関連）

➤ その日から 7 日以内に理由を添えて教務課に届け出ること。

● 疾病、交通機関の遅延等による欠席

教務課にある「欠席届」を第三者による証明書等（診断書、病院等が発行する学生本人の氏名が記載されている領収書、遅延証明書等）を添えて提出すること。

● 公的理由による欠席

本学が承認した公的行事または課外活動、その他の公的理由により欠席した場合は、教務課にある「公欠届」を提出すること。なお、行事、活動理由の判断に迷う場合には事前に教務課に相談すること。

● 学校感染症による出席停止期間（公欠）

下表の学校感染症にかかった場合、登学せずに治療に専念すること。治癒後、感染症登学許可証明書（HPからプリントアウト可）又は診断書を提出すること。その期間は出校停止期間（公欠）となる。（診断書に比して感染症登学証明書の方が安価となる可能性がある。）

なお、家族が学校感染症に罹患した場合、朝夕体温を測定し異状がなく体調が不良でなければ、大学にその旨を連絡しマスクを着用するなど予防措置を講じて登学すること。

学校感染症一覧

	感染症名	出席停止期間
第 1 種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘瘡、南米出血熱、ペスト	
	マールブルグ病、ラッサ熱	
	急性灰白髄炎、ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群	
	中東呼吸器症候群	
	特定鳥インフルエンザ	
	新型インフルエンザ等感染症	
	指定感染症、新感染症	

第2種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳がなくなるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	熱が下がって3日を経過するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が瘡蓋になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺炎、顎下腺又は舌下腺腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消失後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医・その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	流行性結膜炎（はやり目）	病状により学校医・その他の医師が感染症のおそれがないと認めるまで
	急性出血性結膜炎	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	マイコプラズマ肺炎	
	パラチフス	
	感染症胃腸炎（ノロウイルス等）	
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス	
	その他の感染症※	

※ 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎）

- 忌引きによる欠席

学生の近親者が死亡した場合には、「忌引届」を提出すれば以下の期間の忌引が認められ、受験資格喪失基準から除外される。

死亡者が父母の場合 : 7 日以内

死亡者が祖父母・兄弟・姉妹の場合 : 5 日以内

その他教授会の認めた場合 : 日数はその都度通知

【注意】公欠・忌引の届出を怠った場合は、止むを得ない理由の欠席として認められず、受験資格を失うことがある。

④ 出欠管理

- 授業ごとに学生証を教室のカードリーダーに読み込ませることにより、出欠状況を管理する。
- 出席回数とその科目の授業回数の 3 分の 2 に満たないときは、単位を取得することができない。出席時間数不足になる欠席回数の基準は、下表のとおり。

単位数	1.5	1.0	0.5
授業回数	13 (15) *	9 (10) *	5
基準	5 (6) * 回以上	4(4) 回以上	2 回以上

* : () は 23 年度入学期以前

- 注意事項

- 授業の出席回数が授業回数の 3 分の 2 に満たないときは、その科目の試験を受験することはできない。
- 病気やけがの場合でも欠席となる。
- 前項で示す「公欠」は、欠席回数に含めない。
- 出席は Web で確認できる。機器の不調等により出席していたのに欠席になっている場合の修正期間は、1 か月以内である。科目担当の教員に申し出て修正してもらうこと。1 か月以上経過した場合は、修正不能となる。

⑤ 休講等

➤ 担当教員から連絡があり次第、学生掲示板に掲示する。また、状況により一斉メールで周知する。

➤ 荒天時等の休講等

荒天時や交通機関が不通となった場合、以下に示す処置をとる。これは、定期試験、追・再試験についても適用する。

なお、当日休講した授業は、後日補講を行うので掲示に注意すること。

◇ 気象状況・気象庁（横浜地方気象台）

神奈川県全域に次の気象警報を発表した場合。

ア 午前6時の時点で、暴風警報、暴風雪警報または大雪警報が発表されているか発表されることが予想される場合、公共交通機関の運行状況に応じ当日の授業に関する連絡をする。対応はホームページのトップページに掲示するとともに、一斉メールで連絡する。

イ 暴風警報、暴風雪警報または大雪警報が授業開始後に発表された場合、放送及び掲示で授業継続または中止について周知する。

◇ 交通状況

次の場合は、公共交通機関の運行状況に応じ授業に関する連絡をする。休講の決定については、ホームページに掲載するとともに、一斉メールにて周知する。

ア 午前6時の時点で次のいずれかが生じている場合

- ・ JR東海道線：東京－熱海間全線が不通
- ・ 小田急江ノ島線：新宿－片瀬江ノ島間全線が不通

イ その他の路線において大幅な遅延や不通の状況が生じ、講義の実施に極めて大きな影響があると認められる場合

◇ その他の緊急の事態が起こった場合

ホームページへの掲載や一斉メールの発信に努めるので、ホームページのトップページとメールの着信に注意すること。

⑥ 休学、退学（学則第 30・31・33 条関連）

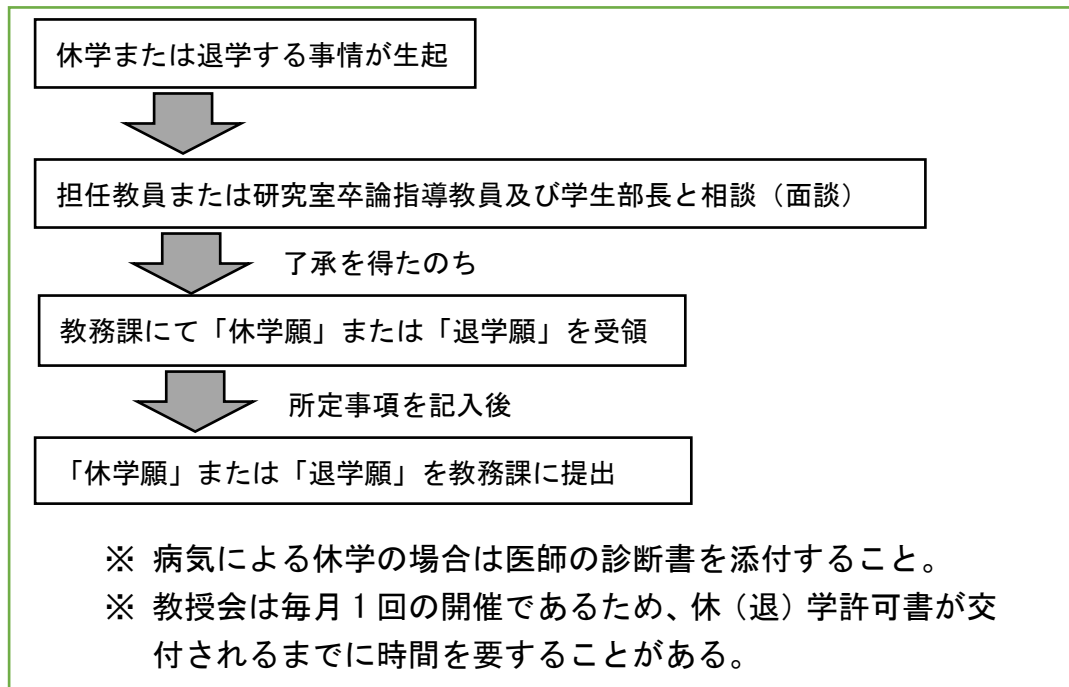
➤ 休学

- 病気その他止むを得ない理由により 2 か月以上学修することができない者が、理由を具し保証人連署で願い出れば教授会の意見を聴いて、学長が許可する。
- 休学の期間は 1 年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、さらに 1 年以内の休学を許可することができる。
- 休学の期間は、通算して健康薬学科、漢方薬学科及び臨床薬学科においては 6 年を、薬学科においては 4 年を超えることができない。

➤ 退学

- 退学を希望する者が、理由を具し保証人連署で願い出れば教授会の意見を聴いて、学長が退学を許可する。

➤ 休学、退学の手続きの流れ



3. 選択科目の履修登録について

- 漢方・臨床・健康薬学科の1年次及び6年次、薬科学科の1年次及び3、4年次に選択科目があり、最低限、規定された単位を修得しなければならない。
- 自由科目は希望者のみが任意に受講する科目である。卒業要件には含まれないが、受講を選択した学生は確実に出席すること。成績は不合格の場合もすべて記載される。ただし、指定期日（概ね6月末）までに「履修辞退願」を提出すれば、成績表には記載されない。

➤ シラバスにて内容を確認の上選択し、指定期日までに願い出ること。

【注意1】 薬科学科については、4年間を通じて6科目の選択科目の中から4単位を習得することが必要となるので選択の仕方に注意すること。

【注意2】 薬科学科で教職課程を希望する学生は、必須科目となる「英会話Ⅰ」、「英会話Ⅱ」及び「体育実技」を履修しなければならない。

4. 試験について（履修規定第5章・6章関連）

履修登録をした科目については原則として試験を受け、合格（60点以上）してはじめてその単位の取得が可能となる。科目によっては、その評価に口頭試験、論文試験、平素の成績などが加味されることもある。（シラバス参照）

① 試験の種類

➤ 定期試験

- 前期、後期の各学期末に実施
- 受験資格は、科目ごとに欠席が講義回数の3分の1以内のものに与えられる。
- 受験資格を与えられない学生については、試験開始日の前に学籍番号を掲示する。対象は以下のとおり。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">◆ 受験の3日前までに、その期までの授業料、その他納入金を納入していないとき。◆ 出席時間不足により受験資格を喪失したとき。◆ 遅刻したとき。試験の遅刻に関する基準は別に定める。◆ 学生証又は仮学生証を所持していないとき。 |
|--|

- 特別の理由がなく無断で定期試験に欠席した場合は、追試験、再試験の受験資格を失う。

➤ 追試験

- 不慮の事故など止むを得ない理由で定期試験を欠席した学生には、追試験を実施することがある。ただし、当該試験日を含めて5日以内に欠席届が教務課に提出され、審議の結果、欠席理由が適当と認められた場合に限る。
- 追試験の受験が許可された学生は、期日、内容について担当教員の指示を受け、これに従わなければならない。
- 追試験を受験する科目については、受験手続日に「追・再試験受験願」を追試験料（1科目につき3,000円）とともに教務課に提出すること。

➤ 再試験

- 定期試験に不合格となった学生に対し、再試験を実施することがある。
- 再試験の受験が許可された学生は、担当教員の指示に従って受験しなければならない。
- 再試験を受験する科目については、受験手続日に「追・再試験受験願」を再試験料（1科目につき3,000円）とともに教務課に提出すること。

② 試験の実施時期

1年～3年

試験の種類	前期分	後期分
定期試験	7月下旬～8月上旬	1月下旬～2月上旬
追・再試験	9月上旬～中旬	2月下旬～3月上旬

4年

試験の種類	前期分	後期分
定期試験	7月下旬～8月上旬	11月下旬～12月中旬
追・再試験	9月上旬～中旬	1月上旬～1月中旬

5年

試験の種類	集中講義分
定期試験	3月中旬
追・再試験	3月下旬

6年

試験の種類	前期分及び後期分
前期定期試験	7月下旬～8月上旬
前期追・再試験	随時
薬学総合演習	別示

【注意】学年及び科目のよっては不定期に行われることがある。(ガイダンス時配布の教育資料参照)

③ 試験時間 (基準)

1限	2限	3限	4限	5限
9:30～10:30	11:00～12:00	12:30～13:30	14:00～15:00	15:30～16:30

④ 薬学共用試験 (漢方・臨床・健康薬学科のみ)

4年次後期に行う。実施方法は別途周知する。

➤ 薬学共用試験とは

薬学科の学生は、5年次に必修科目である病院実習及び薬局実習を履修する。「薬学共用試験」とは、薬剤師資格を持たない薬学生が、医療現場で実習を行うために必要な「知識、技能、態度」が一定のレベルに到達していることを評価するために実施する、全国の大学で統一された試験である。

試験は、知識を評価する客観試験 CBT と実技を通して技能・態度を評価する客観的臨床能力試験 OSCE の2種類で構成されている。

この試験に合格し、4年次までの所定の単位をすべて修得すれば次年度の病院実習及び薬局実習を履修することができる。

➤ CBT (Computer-Based Testing)

CBT は、薬学科の学生が、実務実習に行く前に、客観試験によって一定の基礎学力を有しているか否かを評価するために、インターネット経由で薬学共用センターより送付された問題を PC 画面上で解答する試験。問題は受験生ごとに異なっており (難易度は変わらない)、出題数は合計 310 題である。

- OSCE (Objective Structured Clinical Examination)
OSCE は、薬学科の学生が、実務実習に行く前に、一定の技能及び態度を有しているかを客観的に評価する試験であり、「実地試験」や「模擬患者参画するシミュレーションテスト」が含まれる。

次の5つの領域 ①患者・来局者対応(1課題) ②薬剤の調製(2課題) ③調製監査(1課題) ④無菌操作の実践(1課題) ⑤情報の提供(1課題)について、6つのステーションを設け、学生がこれらのステーションで1人ずつ順次受験する形式で臨床能力を評価する試験。

⑤ 試験に関する注意事項

- 試験の期日、時間及び教室割等は確実に把握しておくこと。
- 必ず学生証を机の上に置くこと。
- 追・再試の場合は、学生証の他に受験票を監督者に提示すること。
- 原則として遅刻は認めない。
- 原則として試験終了まで試験場からの退室は認めない。

不正行為への対応

①不正な方法によって受験し、②不正な方法によって他人に受験の便宜を提供し、または③その他、不正行為のあった場合、当該科目及び当該科目が実施されている学期中において受験した全ての科目の成績を0点とし、同一学年で未修得科目を再履修する。また、当該学期中の未受験科目の受験資格をすべて失う。

5. 成績評価について (履修規定第6章関連)

- ① 学業成績は点数をもって評価するが、次の評語を用いて表すものとする。

成績評価	試験等の素点	単位の修得
秀	100点 ~ 90点 (24生以降)	合格
優	89点 ~ 80点 (24生以降)	
	100点 ~ 80点 (23生以前)	
良	79点 ~ 70点	
可	69点 ~ 60点	不合格
不可	59点以下	
失格	出席時間数不足により受験できない	

- ※ 追試験により認定された科目の成績は90点(23生以前は80点)を、再試験により認定された科目の成績は60点を上限とする。

② GPA（グレード・ポイント・アベレージ）について

- 前項の成績の評価に対して次の各号に掲げるグレード・ポイント（以下「GP」という。）を設定し、不合格の授業科目を含めて、履修科目のグレード・ポイントの平均(グレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）を算出し、総合成績評価を行う。

秀	4点
優	3点
良	2点
可	1点
認定	対象外
不可	0点
不足	対象外

- GPAを算出する基準は、次のとおりとする。
$$GPA = (\text{授業科目で得た GP} \times \text{その授業科目の単位数}) \text{の総和} / (\text{履修登録した授業科目の単位数の総和})$$
- 成績証明書には、GPAは明記しない。

GPAの算出は、履修登録しているすべての全科目を対象とする。

③ 成績通知の時期

- 前年度までに修得した授業科目の成績評価
 - ⇒ 結果承認後、本人にweb公開するとともに、概ね3月末までに保護者宛郵送する。
- 当該年度の前期までに修得した授業科目の成績評価
 - ⇒ 結果承認後、本人にweb公開するとともに、概ね10月に保護者宛郵送する。

④ 他大学等における修得単位の認定

教育上有益と認めるときは、学生が他の大学若しくは短期大学又は高等専門学校において修得した単位を、60単位を超えない範囲で、教授会の意見を聞いて、学長が本学における履修により修得したものと認定することがある。

6. 学修支援について

- ① 研究実習棟 1 階の薬学教育センターE14 では、学生が講義の内容について不明な点をそのままにせず、常に解決できるよう、勉強面の支援を行っている。薬学部の履修科目の相談のみならず、高校教科の補習相談、勉強方法の相談、個人指導の受講相談なども受け付けている。
- ② 学生が、周りを気にせず質問出来るように、「質問ルーム」を研究実習棟 1F 薬学教育センターE12 に開設している。(受付は研究実習棟 1F 薬学教育センターE14)
- ③ 2 階、3 階及び 4 階に設置されている自習談話室は、個人での使用や友人と議論しながら勉強することも可能である。エアコン及びインターネットアクセスのアンテナを設置している。
- ④ 下表のとおり校内の講義室などを自習室として開放している。
自習室は、娯楽室でも談話室でもない静かに勉強する場所である。
また、講義室は、講義がある時間は自習室として使用することはできない。

	平 日	土曜日	日・祝
学生食堂	15:00～21:00	15:00～19:00	09:00～18:00
B23・34・43・44 講義室	08:00～22:00	08:00～19:00	09:30～18:00
自習談話室（やまゆり、つばき、ばら） 学生ラウンジ（フェニックス、さくら）	08:00～19:00	08:00～16:30	09:00～18:00
ガーデンラウンジ	08:00～20:00	08:00～17:00	
図書館	08:00～18:00	08:00～14:00	盆・年末年始、薬学共用試験 OSCE、入試等学内立入制限日 08:00～15:00

※上記によらない場合は、その都度周知する。

7. 学内施設利用

学生は、講義室、研究室等学内施設を使用することができる。使用の際は、教務課にある当該講義室等の申請書で教務課に願い出ること。ただし、施設利用は教育を優先するため、許可されない場合もある。また、使用後、片付けと清掃を確実に行うこと。

研究室にあっては、研究室主任に許可を願い出るとともに、当該申請書を教務課に提出すること。使用後は、消灯・戸締りを確実に実施し、保全室へ確実に鍵を返納すること。

8. 進級・卒業の要件について（学則第7章、履修規定第2・7章関連）

① 進級要件

各学年とも、その学年時までに履修すべき受講科目のうち、所定の科目を習得しなければ次学年に進級することはできない（留年）。基準は下表のとおり。

【健康薬学科・漢方薬学科・臨床薬学科】（6年制）

学 年	基 準
2年次への進級	1年次の履修科目のうち 未修得科目を7単位以上有する者
3年次への進級	・2年次の履修科目のうち 2年次までの未修得科目を5単位以上有する者 ・実習で失格科目を有する者
4年次への進級	・3年次の履修科目のうち 3年次までの未修得科目を4.5単位以上有する者 ・実習で失格科目を有する者
5年次への進級	・4年次の履修科目のうち ・実務実習プレ教育を未修得の者 ・薬学共用試験に不合格の者 ・4年次までの未修得科目を2単位以上有する者 ・実習で失格科目を有する者
6年次への進級	5年次の履修科目のうち 実務実習関係の未修得科目を有する者

【薬科学科】（4年制）

学 年	基 準
2年次への進級	1年次の履修科目のうち 未修得科目を11単位以上有する者
3年次への進級	・2年次までの履修科目のうち 2年次までの未修得科目を8単位以上有する者 ・実習で失格科目を有する者
4年次への進級	3年次までの履修科目のうち 3年次までの未修得科目を6.5単位以上有する者

※留年生は、履修規定により、未修得科目を習得しなければならない。

※失格科目とは、出席がその科目の授業時間数の3分の2に満たないときは、出席時間数不足となり、当該科目の試験が受けられなくなることをいう。（『4. 成績評価』参照）

② 卒業要件（学則第20条関連）

➤ 漢方・臨床・健康薬学科

本学に6年以上在学し、所定の授業科目及び単位（189単位（専門教育科目の選択科目1単位を含む））を修得した者は、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を許可する。

➤ 薬科学科

本学に4年以上在学し、所定の単位（124.5単位）を修得した者は、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を許可する。

9. 大学からの通知について

大学からの伝達事項（重要事項）は、一斉メール（yokメール）で周知する。

（必要に応じ、学生掲示板に掲示）

緊急の連絡事項を迅速に取得できるよう、各人のスマートフォンなどでメールの内容が確認できる設定をすること。

----- ヌ 厶 -----